

令和元年（ワ）第10940号 損害賠償請求事件

原告 森次 茂廣

被告

第20準備書面

令和5年1月16日

大阪地方裁判所第26民事部合議係 御中

被告訴訟代理人弁護士

第1 原告第18準備書面の第1. 1（依拠性の反証として平成16年2月16日版のソースコードを提出したという被告の主張が信用できないこと）に対する反論

依拠性の反証として、サイレントロボの制作が原告の本件プログラム3よりも過去に着手されていたことを示すため、日付が確認できる最も古いサイレントロボのプログラム（乙第23号証）を被告は提出した。

サイレントロボのプログラムの変遷は、主としてハードウェアの変更に基づくものであり、ソフトウェアとしては乙第23号証のプログラムをベ

ースとしている。

したがって、そのベースたる乙第23号証のプログラムを、サイレントロボの制作が原告の本件プログラム3よりも過去に着手されていたことの立証として提出することは、合理的且つ妥当である。

第2 原告第18準備書面の第1. 2（被告が被告版プログラム3をサイレントロボのソースコードとして使用しているものと思われること）に対する反論

原告は、本訴において、乙第23号証のソースコードには振動及び騒音のピークを記録するコードが記載されていないため、虚偽のプログラムである旨を主張し続けている。これは本件プログラム3が振動及び騒音のピークを記録しているからと思われる。

しかし、サイレントロボのプログラムは、振動規制法及び騒音規制法に基づく振動及び騒音の測定値を測るプログラムであり、振動規制法及び騒音規制法では、ピークを計測するものではなく、それとは異なる統計的処理が求められている。

つまり、「何を計測するのか」という本質的且つ根本的な特徴からして、

本件プログラム3とサイレントロボは相違しているのであり、本件プログラム3は、サイレントロボのプログラムでは使用できない。

原告は、チャンネル数、サンプリングタイム、全データ保存、毎正時処理及びデータ保存という機能が一致するから、本件プログラム3がサイレントロボで使用されていると主張する。しかし、これらの機能は、汎用的な機能に過ぎず、サイレントロボのプログラムが本件プログラム3を使用していることを基礎付けるものではない。

第3 原告の求釈明について

1 原告の求釈明1及び2について

被告の令和4年2月4日付け準備書面14の1頁目の「現在」は、「当時」の誤記であることから、訂正する。

2 原告の求釈明3及び4について

依拠性の反証は、サイレントロボの制作が本件プログラム3よりも過去に着手されたことにある。ハードウェアの変更を主とするソースコードの変更や、ソースコードの記載の誤りは、依拠性と関連するものではない。

以上